

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(海岸法等)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外)(国税) (住民税：外(自動連動))(地方税)
3	内容		《制度の概要》 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額(代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額)の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
			《関係条項》 租税特別措置法第 64 条
4	担当部局		水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年4月～8月 分析対象期間：令和2年～令和6年
6	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年 創設 昭和 41 年 「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・海岸法(昭和 31 年5月 12 日法律第 101 号)第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法(平成 13 年6月 29 日法律第 89 号)第3条第1項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産

			資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。					
			《中目標》 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 ③漁村の活性化の推進					
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展。					
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。					
9	有効性等	① 適用数	単位：件					
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			適用数	0	0	0	0	0
			※水産庁調べ					
			租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、毎年度事業実施主体である海岸管理者（都道府県、市町村）に調査を行い、その調査結果を用いている。 海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、事業者が土地所有者及び関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得できていることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。 以上のように、収用については一般的な交渉では解決できない場合に取られる手段であるため、僅少とならざる得ないものであり、分析期間内では適用がなかったところである。					
		② 適用額	【算定根拠】-					
			単位：百万円					
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			法人税	-	-	-	-	-
			法人事業税	-	-	-	-	-
	法人住民税	-	-	-	-	-		
	法人税関係計							
※水産庁調べ								
海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に								

		基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。 また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用額等を含んでおり、本措置分のみの適用額等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、毎年度事業実施主体である海岸管理者（都道府県、市町村）に調査を行いその調査結果を用いている。 本租税特別措置の対象者は、海岸法に基づく海岸保全施設の整備において収用される土地の所有者、取消される漁業権の所有者であり、特定の者に偏るものではない。 【算定根拠】-																														
	③ 減収額	単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人税関係計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※水産庁調べ 海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。 また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用額等を含んでおり、本措置分のみの適用額等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、毎年度事業実施主体である海岸管理者（都道府県、市町村）に調査を行いその調査結果を用いている。 【算定根拠】-		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	法人税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-	法人税関係計					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																											
法人税	-	-	-	-	-																											
法人事業税	-	-	-	-	-																											
法人住民税	-	-	-	-	-																											
法人税関係計																																
	④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 分析対象期間内において適用実績がないことから、この期間に限定した効果を数値化し検証することはできないものの、今後、新たな海岸保全施設の整備が予定されている地区において、収用等の必要性があれば、公共事業用地等の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。 なお、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 -																														

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 －
			《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。 近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きが円滑に行われることにより、当該事業の目的である国土の保全が促進されることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業実施主体による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、収用等に係る対価補償金を課税の対象とする一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、本特例措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－
11	有識者の見解		－
12	評価結果の反映の方向性		南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫しており、各地域において海岸保全施設の整備を推進している昨今の状況を鑑みても、用地の円滑な取得の遂行を通じた公共事業の推進を図る本租税特別措置は引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月